

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の\*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和3年11月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
大分県	県内各市町村	ひとり親家庭等	82	*ひとり親家庭の親(父、母)及び18歳到達後年度末までの児童 父母のいない18歳到達後年度末までの児童 *所得制限あり	子:自己負担なし 親:医療機関毎に500円/日(月14日、最大7,000円まで)	子:自己負担なし 親:医療機関毎に500円/回(月4回、最大2,000円まで) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年12月診療分	
	大分市 由布市	子ども	83	入院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	小中学生:医療機関毎に500円/日(月14日、最大7,000円まで)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年2月診療分	
	別府市 中津市 日田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 国東市 日出町 豊後大野市 九重町 玖珠町	子ども	83	入院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし					
	佐伯市 姫島村	子ども	83	中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし					
	臼杵市	子ども	83	中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	小中学生:医療機関毎に500円/日(月4回、最大2,000円まで) *薬局での自己負担なし				
	津久見市 竹田市	子ども	83	入院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成			
	日田市(*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) (入院外:小中学生においては市内の医療機関等が対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (小中学生の入院外は市内の医療機関等)	平成28年4月診療分	
	由布市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額の変更による実施機関番号「83.44.825.8」の新規設定に伴い、旧実施機関番号「83.44.125.3」を廃止					平成29年3月診療分までの取扱い	
		子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号(800番台)を新規設定し、入院外の対象年齢を拡大 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
大分県	日出町 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更(未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	小中学生:医療機関毎に500円/日(月4回、最大2,000円まで) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年6月診療分	
	玖珠町 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし					
	津久見市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(入院外:未就学児まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年7月診療分	
	杵築市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(入院外:未就学児まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年9月診療分	
	大分市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、自己負担金の廃止による実施機関番号「83.44.801.9」の新規認定に伴い、実施機関番号「83.44.101.4」を廃止				平成29年9月診療分までの取扱い		
	大分市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号(800番台)を新規設定し、入院の一部自己負担金(500円/日)を廃止 入院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分	
	豊後高田市 由布市	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号(700番台)を新規設定し、対象年齢を拡大 高校卒業まで(満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年4月診療分	
	竹田市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(入院外:未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準負担額を助成			
	豊後高田市 豊後大野市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(入院外:未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外			
	国東市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号(700番台)を新規設定し、対象年齢を拡大 入院:満15歳に達する日以後における最初の4月1日から満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者	なし	-	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年6月診療分	
国東市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、助成内容を変更し対象区分を拡大(入院外:未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準負担額を助成				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大分県	中津市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更(未就学児まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	未就学児:自己負担なし 小中学生:医療機関毎に500円/日(月4回、最大2,000円まで) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 7月診療分
	宇佐市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更(未就学児まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	未就学児:自己負担なし 小中学生:医療機関毎に500円/日(月4回、最大2,000円まで) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
	九重町 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(未就学児まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年 10月診療分
	大分市	子ども	83	入院外:小学校入学から中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) ※所得制限あり	-	なし	-	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	別府市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) ※小・中学生については所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	宇佐市 (*)	子ども	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している子ども医療について、実施機関番号(700番台)を新規設定し、対象年齢を拡大(中学校卒業まで→高校生まで) 高校生まで	なし	500円/日(1医療機関毎) 月4回まで 調剤は0円	対象外	県内の医療機関等	令和3年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。